

令和 2 年度 那須塩原市いじめ問題対策委員会 議事録

1 日 時 令和 2 (2020) 年 1 1 月 5 日 (木) 9 : 3 0 ~

2 場 所 西那須野庁舎 3 0 5 会議室

3 出席者

| No. | 選出区分 | 氏名 | 役職等 | 備考 |
|-----|------|--------|---------------------------------|------|
| 1 | 法律 | 近藤 峰明 | 近藤峰明法律事務所 (弁護士) | |
| 2 | 医療 | 齋藤 茂子 | さいとうクリニック (小児科医師) | 欠席 |
| 3 | 教育 | 原田 浩司 | 筑波技術大学客員研究員 (前宇都宮大学教職大学院准教授) | 委員長 |
| 4 | 心理 | 秋場 美智子 | 栃木県公認心理師協会副会長 (公認心理師) | 副委員長 |
| 5 | 福祉 | 遠藤 真史 | 地域生活支援センターゆずり葉施設長 (作業療法士) | |

4 教育長あいさつ

- ・公務多用の中、本いじめ問題対策委員会に出席していただき感謝している。
- ・滋賀県大津市のいじめ自殺事件に端を発して、「いじめ防止対策推進法」が施行され、本市においても国の基本方針を参酌しながら「市いじめ防止基本方針」を策定した。策定から 3 年を目途に、平成 3 1 年 3 月に改訂をした。
- ・いじめ問題対策委員会は、教育委員会の附属機関であり、専門的見地から、いじめ防止等のための調査研究や有効な対策の検討、さらにいじめの重大事態が発生した場合には、調査を行う役割を持つ。

5 委員長、副委員長選出

- ・委員長…原田委員 副委員長…秋場委員

6 協議事項

(1) 那須塩原市いじめ防止基本方針について

「那須塩原市いじめ防止基本方針」参照

- ・平成 3 1 年 3 月に改訂した「那須塩原市いじめ防止基本方針」の主な改訂点について説明
- ・「那須塩原市いじめ防止基本方針」の「第 3 章 いじめ防止等のために学校が実施する施策」の「3 学校におけるいじめに対する措置 (3) いじめに対する措置」において、「学校いじめ対策組織」と「学校いじめ対策委員会」という文言が混在していたので、「学校いじめ対策組織」という文言で統一

(2) 現状と課題について

【各委員からの質疑応答及び助言】

- ・いじめ発見のきっかけや状況等について把握しているか。
 - 各校に調査をし、報告を受けている。発見のきっかけとして、保護者や本人からの訴え、担任が発見、アンケートによる発見が多い。
- ・令和元年度調査で取組中だった事案についてはどのようになっているか。
 - 令和 2 年度に市内全校対象に行った聞き取り調査で確認したところ、全

て解消となっている。

- ・記名、無記名も含め、各学校が実態に合わせて細やかにアンケートを行っていることはよい。
- ・いじめの認知件数の男女比はどのようになっているのか。
 - 小学校では男子の割合が多いが、学年が上がるにつれて女子の割合が増えてきている。
- ・新型コロナに起因するいじめについてどのようになっているか。
 - 学校名を公表しないなど、人権上配慮をしながら各校対応をしている。しかし、公表しなくてもSNS等で広まってしまうなど危惧しているところもある。
- ・いじめの態様についてはどのような特徴があるか。
 - 令和元年度の調査では、平成30年度に比べ、ネットトラブルに関するものが多くなった。課金やオンラインゲームでのトラブルからいじめに発展するケースもあるので、早期発見・早期解決に努めていきたい。
- ・現在いじめ事案で心配なケースはあるか。
 - 以前にトラブルがあり、再度トラブルが起こったケースである。保護者が納得せず、話がこじれている状態である。現在、学校が児童及び保護者に丁寧に対応して解決に努めている。

(3) 今後の取組について

【各委員からの質疑応答及び助言】

- ・7月からスクールロイヤーを教育事務所単位で配置されているが、那須塩原市ではどのようになっているか。
 - 那須塩原市では、市の弁護士に相談できるので、現在のところスクールロイヤーへの相談はない。
- ・那須塩原市は、アンケート調査や分析等を行い、実態把握が細かくできている。いじめの対応についても良くなっていて、学校や地域のレベルアップを感じる。
- ・いじめだけでなく、不登校についても問題になっているが那須塩原市の状況についてはどのようになっているのか。
 - 本市の喫緊の課題となっており、各校細かく対応している。教育委員会としても学校と連携しながら課題解決に向けて対応している。
- ・小学校から中学校への引継はどのようになっているのか。
 - 学校内の報告・連絡・相談体制の徹底はもちろん、幼保、小中、中高と情報共有できるようにしている。学校内・学校間の組織的な連携にも努めている。しかし、必ずしも十分とは言えないところがあり、今後も連携を強化していく必要がある。

(4) その他

7 その他

- ・今後いじめの重大事態が起こり、教育委員会が調査主体となる場合には、本委員会が調査に当たることになる。

8 閉会